

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 感染症対策実施要領

1 目的

この実施要領は、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 防疫対策要項」に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連絡調整を図り、栃木県、会場地市町村（以下「市町村」という。）とともに実施する感染症対策に関して必要な事項を定め、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）における感染症の発生予防及びまん延防止を図る。

2 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

(ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策

両大会の選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「両大会参加者等」という。）に対し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

(イ) 両大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

両大会参加者等に対し、最新の感染症発生状況に係る情報提供及び流行が予測される感染症に係る注意喚起を行う。

イ 活動の内容

(ア) 県委員会

県委員会は、栃木県保健福祉部健康増進課（以下「県健康増進課」という。）と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 啓発用ポスター・リーフレット等の作成、市町村・関係団体等への配布・掲示
- b テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等の県広報媒体を活用したPR
- c 県委員会ホームページへの掲載

(イ) 会場地委員会

会場地委員会は、保健所（宇都宮市保健所を含む。以下同じ。）及び市町村担当課と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 県委員会が作成した啓発用ポスター・リーフレット等の配布・掲示
- b 広報誌、ホームページ等市町村広報媒体を活用したPR
- c 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 衛生備品の配備

県委員会及び会場地委員会は、以下の分担により、各会場の入り口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液やマスク等の衛生備品を配備する。

ア 県委員会

両大会の開・閉会式会場及びいちご一会とちぎ国体冬季大会の開始式・表彰式会場
いちご一会とちぎ大会の競技会場・練習会場

イ 会場地委員会

いちご一会とちぎ国体の競技会場・練習会場

(3) 感染症患者の発生時の措置

保健所等は、両大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、必要に応じて感染の拡大防止のための指示・助言を行い、まん延の防止に努める。当該感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に規定する感染症であった場合は、同法に基づき必要な措置を行う。

(4) 緊急連絡体制の整備

両大会期間中における感染症の発生に備え、別記により緊急連絡体制を整備する。

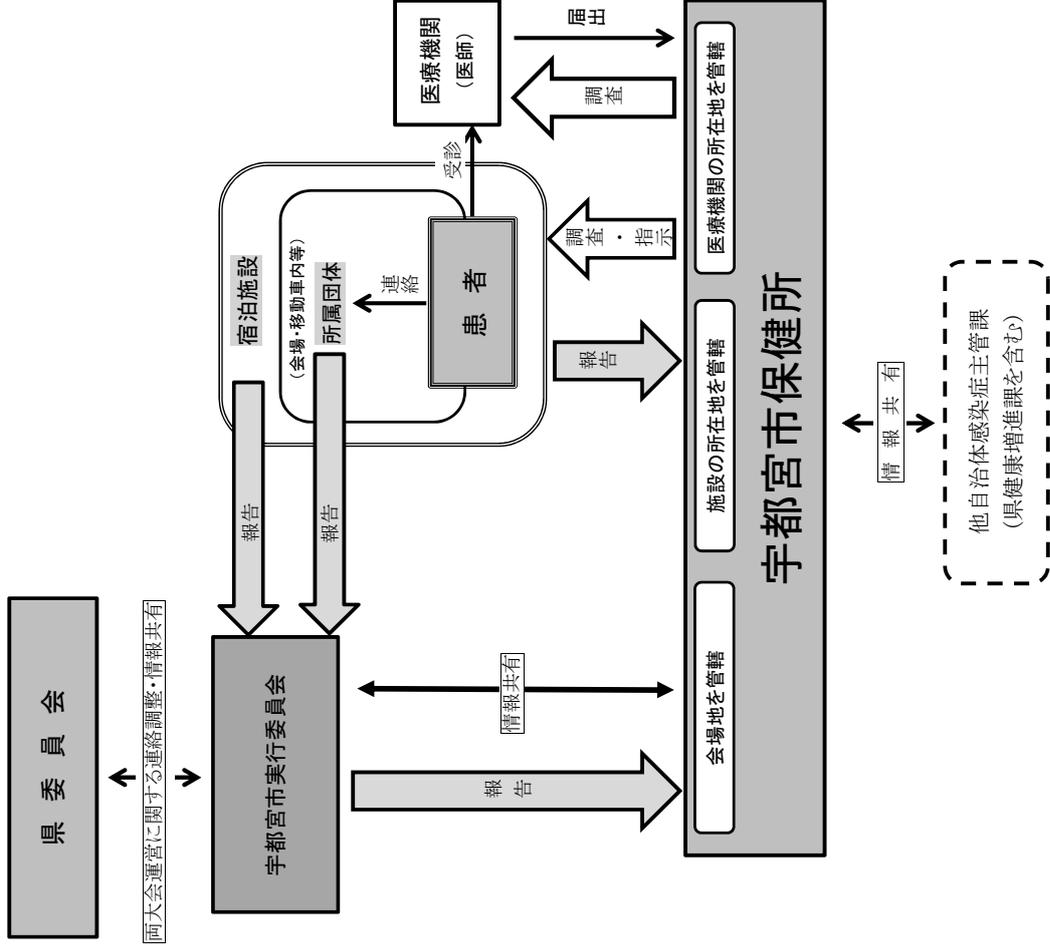
3 その他

(1) 両大会参加者等に食品を提供する施設に対する調理従事者の健康管理指導、食中毒発生時の対応等については、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 食品衛生対策実施要領」に定める。

(2) 新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む。）への対策については、県及び市町村が別に定める行動計画及びマニュアル等によるものとする。

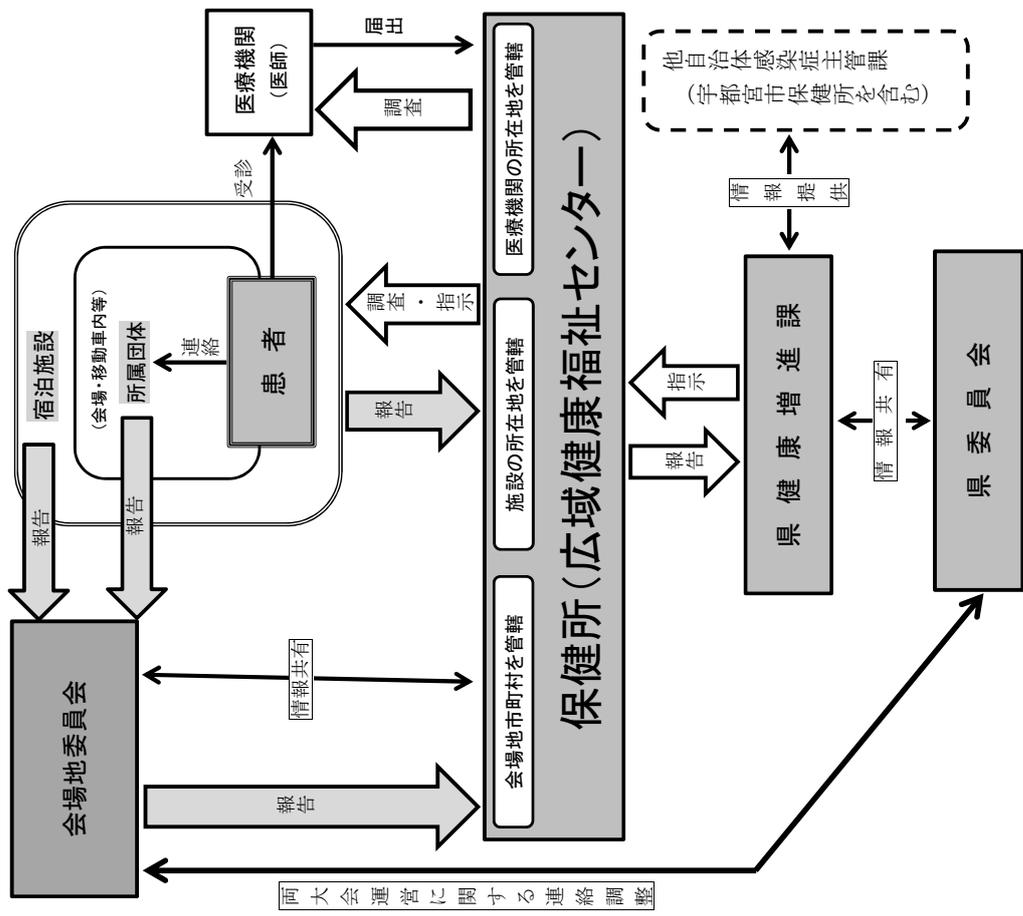
(3) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県健康増進課及び保健所が協議の上、別に定めるものとする。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制(宇都宮市)



- ◆ 患者の宿泊施設又は所属団体は、直ちに宇都宮市保健所及び宇都宮市実行委員会に報告する。
- ◆ 宇都宮市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに宇都宮市保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、宇都宮市保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体に周知する。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制(宇都宮市を除く栃木県)



- ◆ 患者の宿泊施設又は所属団体は、直ちに管轄保健所及び会場地委員会に報告する。
- ◆ 会場地委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合は、直ちに管轄の保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄の保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体に周知する。

感染症(疑いを含む)発生時の連絡先一覧

保健所	所在地	連絡先 (感染症担当課)	管轄地域
県西健康福祉センター	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	TEL: 0289-62-6225 FAX: 0289-64-3059	鹿沼市、日光市
県東健康福祉センター	〒321-4305 真岡市荒町 116-1	TEL: 0285-82-3323 FAX: 0285-83-7003	真岡市、益子町 茂木町、市貝町 芳賀町
県南健康福祉センター	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1	TEL: 0285-22-1219 FAX: 0285-22-8403	小山市、栃木市 下野市、上三川町 野木町、壬生町
県北健康福祉センター	〒324-8585 大原市住吉町 2-14-9	TEL: 0287-22-2679 FAX: 0287-23-6980	大田原市、那須塩原市 矢板市、さくら市 那須烏山市、那須町 塩谷町、高根沢町 那珂川町
安足健康福祉センター	〒326-0032 足利市真砂町 1-1	TEL: 0284-41-5895 FAX: 0284-44-1088	足利市、佐野市
宇都宮市保健所 (宇都宮市保健予防課)	〒321-0974 宇都宮市竹林町 972	TEL: 028-626-1114 FAX: 028-626-1133	宇都宮市

◆ 県担当課及び実行委員会

担当部署	所在地	連絡先
栃木県保健福祉部 健康増進課	〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20	TEL: 028-623-3089 FAX: 028-623-3920
栃木県国体・障害者スポーツ大会局 施設調整課 宿泊・輸送担当 (県委員会事務局・衛生担当)	〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20	TEL: 028-623-3846 FAX: 028-623-3527